

死刑廃止国際条約の批准を求める

FORUM90

地球が決めた死刑廃止

VOL.135

頒価 300 円

2014 年 5 月 10 日発行

フォーラム 90 実行委員会

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-14-13
港合同法律事務所気付

TEL: 03-3585-2331

FAX: 03-3585-2330

振替口座: 郵便振替 00180-1-80456

加入者名: フォーラム 90

目次

袴田事件の「再審開始決定」と刑事司法改革 若林秀樹 1 頁
死刑日録 5 頁

2013 年の世界の死刑—少数の国が死刑に固執 天野 理 7 頁
死刑に直面する人たちとの交流を考えている皆さんへ 8 頁

死刑廃止運動の大先輩・後義輝さんを悼む 高塚哲彦 9 頁

北海道のお坊さんたちと韓国へ行ってきました 友野重雄 10 頁

死刑廃止のための大道寺幸子基金から死刑判決を受けたみなさんへ 11 頁

インフォメーション 12 頁

袴田事件の「再審開始決定」と刑事司法改革

公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本 事務局長 若林秀樹

袴田事件概要: 1966 年 6 月 30 日未明、旧清水市(現静岡市清水区)の味噌製造会社専務宅で、専務夫婦と子ども 2 人の計 4 人が殺害された強盗殺人・放火事件。従業員で元プロボクサーの袴田巖さんの部屋から、微量の血痕が付着したとされるパジャマが押収され、8 月 18 日逮捕。連日の長時間の取り調べで、犯行を頑強に否認していたが、一転して自白し、起訴される。犯行から 1 年 2 カ月後に、味噌製造工場の味噌タンク内から血染めの「5 点の衣類」が発見された。1980 年 11 月最高裁が袴田氏の上告を棄却し、死刑確定。

静岡地裁、歴史に残る画期的な再審開始決定

3 月 27 日(木)午前 9 時、静岡地方裁判所前は、これまでに見たことのない数のメディアでごった返していた。カメラマンは、袴田事件再審開始決定の可否を一番いい場所で撮影すべく、陣取り合戦が始まっていたのである。決定書が手渡される 10 時少し前、その緊張感はピークに達し、〇〇ルールを守れと、怒声が飛び交う中、私も何とか押し出されないよう、必死にくらいついで場所を確保した。

そして午前 10 時 3 分、建物から弁護団の一人がカメラに向かって一直線に走り、立ち止まって旗をかざした。一瞬、時間が止まったような感じがした。それは間違いなく「再審開始」の文字だった。すると一斉に拍手と共に歓声がわき起こり、私はカメラのシャッターを押しながら、涙が止まらな



3 月 27 日(木)午前 10 時過ぎ、静岡地裁前

かった。それは無実の袴田巖さんが不当に拘束された 48 年の月日や、姉の秀子さんの思いを感じて

主催◎死刑廃止国際条約の批准を求めるフォーラム 90

いまこそ死刑執行停止を 袴田事件と飯塚事件

5 月 18 日(日) 開場 12 時 30 分 開会 13 時 赤坂区民センター

死刑廃止へ向かうアメリカ

5 月 24 日(土) 開場 13 時 30 分 開会 14 時 文京区民センター 3A

(詳細は 6 ページを)

のことなのだろうか。

再審開始決定書は、驚くべき内容だった。まず主文には、「再審決定」、「死刑の執行停止」に加え、想定外の「拘置の執行を停止する」が含まれていた。「袴田は、捜査機関によりねつ造された疑いのある重要な証拠によって有罪とされ、(中略)、これ以上、袴田に対する拘置を続けるのは耐え難いほど正義に反する状況にある」と、袴田さんを長年支援してきた人びとの思いに報いる、感動の言葉だった。

誰も予想すらしていなかった「拘置の執行停止」であり、数時間後、その日のうちに、袴田巖さんは48年振りに釈放されて自由の身となった。再審決定と同時に、釈放されたのは、史上初めてのことであり、東京拘置所を出る巖さんの歩く姿に、まるで夢を見ているようだった。

また地裁は、この袴田事件における捜査機関の姿勢や証拠のねつ造の疑いなど、数多くの問題点を厳しく指摘した。例えばDNA鑑定により、巖さんを犯人であることの最も有力な証拠とした「5点の衣類」については、「袴田のものでも、犯行着衣でもなく、後日ねつ造されたものであったとの疑いを生じさせるものである」と。その他にも、新証拠として、ズボンの寸法札の「B」が色の記号であったこと、袴田さんのアリバイ証言、当時の味噌タンクの量など、「袴田が犯人であることは、合理的な疑いが残る」として、DNA鑑定だけでなく、新旧証拠を総合的に判断した結果だった。

袴田事件は、もともと数多くの疑問が残る証拠

に基づく裁判であったが、第二次再審請求審から今回の「再審開始決定書」で、明確になった点は下表の通り。

静岡地検は、反省なく即時抗告

静岡地方検察庁は、3月27日、拘置の執行停止の決定に対して異議申し立て（即時抗告）を行ったが、同日、東京高等裁判所は、棄却した。その後、検察庁は、最高裁に特別抗告の申し立てをしなかったことから、袴田さんは、改めて死刑判決が確定しない限り、再び拘置所に戻されることはなくなった。

しかし3月31日、残念ながら静岡地検は、袴田事件の再審開始決定について、即時抗告を申し立てた。極めて残念である。静岡地裁が下した「再審開始決定」は、慎重かつ十分な審理を尽くした結果の重い判断である。地裁は、捜査機関の証拠のねつ造の疑いがあるとして、「現状において、再審の審判が無実になる相当程度の蓋然性が認められる」とまで指摘したのである。既に袴田氏は、78歳の高齢であり、再審開始を長引かせることは、精神的な拷問に等しい。検察は、直ぐにでも、即時抗告を取り下げるべきである。

今回の地裁の決定は、これまでの不自然で、疑わしい証拠を、ごく普通に市民の目線で判断した結果として、非常に評価できるものである。「疑わしきは被告人の利益に」、「推定無罪」とは、刑事

	警察・検察主張	再審決定書の指摘や明確になった点
自白調書	犯行を認めた自白調書の存在(45通の内1通を証拠採用)	20日間に渡る長期の取り調べで、「それ自体証明力が弱く」虚偽である可能性が高い。
DNA鑑定	5点の衣類は犯行着衣で、犯行時の傷の血痕がついている。	弁護側鑑定の結果、「血痕は袴田氏及び被害者のものでなく、被害者以外の血液が付着している可能性が相当程度認められる」。検察側は少し違う結果だが、「弁護側の方がより信頼性の高い方法」が用いられた。検察側鑑定でも、シャツ右肩から袴田氏と一致しないDNAが検出され、弁護側鑑定と整合性がある。
5点の衣類	事件から1年2カ月後に発見され、それらを犯行着衣とした。	当初はパジャマを犯行着衣としていたが、「5点衣類」に変更し、それ自体が「不自然」。長期間漬けてあったにしては、血痕は不自然な赤みをおび、シャツの色は薄い。
ズボンのサイズ	袴田氏の体型と同じ「B体」で、ズボンは、味噌漬けにより縮んだ。	寸法札の「B」は色を表すもので、確定判決時の認定と異なり、ズボンは「Y体」で、袴田さんが履くことは不可能だった。
シャツの損傷	右袖部の血痕は、袴田氏が犯行時に負傷した際のもの。	シャツの損傷及び袴田さんの右上腕の傷の数が一致せず、位置関係もおかしい。
ズボンの端布	実家で押収された端布は、ズボンと同じ同一生地同一色である。	「事件との関連性が薄い端布だけを捜索差押で押収したのは不自然」。端布もねつ造の可能性があり、「実家から端布が出てきたことを装うために捜索差押を行ったとすれば、容易に説明が付く」。
紙幣	袴田氏は、犯行現場から盗んだ金を女性に渡し、その紙幣が発見された。	紙幣は、すべて紙幣番号が確認できないように一部が焼却され、女性に預けたとされる紙幣の種類とあわない。

* 5点の着衣とは、ズボン、ステテコ、緑色ブリーフ、スポーツシャツ、半袖シャツ

裁判の原則であるが、これまでに、何故に死刑判決を下し、その判決を支持してきたのか、捜査当局と裁判所に猛省を促したい。死刑事件における冤罪は、国家による殺人行為だ。もし証拠をねつ造したことが明らかになれば、時効ではあるが、捜査当局に刑事罰を求めてもおかしくない犯罪行為だ。もし警察、検察、裁判所が自ら犯した問題を検証できないのであれば、西嶋弁護団長が指摘するように、第三者機関の設置が必要である。

4月14日、日弁連で開催された「袴田報告集会」に、巖さんとお姉さんの秀子さんと現れた。巖さんは、外見はすこぶる元気そうだったが、話をされると、理解不能な内容だった。半世紀近く拘束されていたことによる拘禁反応と、認知症が進んでいるからだろうか。回復には、もう少し時間がかかりそうである。早く故郷の浜松に帰られ、そして一刻も早く再審「無罪」を勝ち取り、残りの人生を楽しんでいただきたいものだ。

袴田事件からみた刑事司法等の課題

今回の再審開始決定を受け、マスコミは、冤罪の温床となっている自白偏重の捜査手法や、再審制度のあり方などについての言及はしているが、驚くことに死刑制度の廃止についての論調は、ほぼ皆無である。

今回の袴田事件を踏まえ、冤罪を生む刑事司法制度の問題点やメディアの在り方について、5点指摘したい。

1. 代用監獄制度の廃止と、取調べの全過程の録音・録画

密室での自白強要の温床となっている、代用監獄制度を速やかに廃止すべきである。袴田さんは、20日間に渡って平均12時間、長かった日は16時間20分と、深夜午前2時まで取調べが続いたことがあった。暴力、脅し、食事制限、取調室への便器の持ち込みなど、警察はありとあらゆる手を使って自白を強要した。地裁も、さすがに供述調書44通は排除したが、自白した後の調書1通だけを証拠として採用した。つまり、この調書がなければ有罪にできなかったからである。現在、法相の諮問機関である法制審議会では、取調べの可視化について議論されているが、警察・検察の根強い抵抗にあい、全面可視化に向けて、大きな壁が立ちだかっている。

2. 証拠の全面開示

今回の再審請求審でも、新たに検察が開示した600点以上の証拠により、これまで認定された「事



日弁連での報告集会。左が袴田巖さん、右が姉の秀子さん

実」に反することが次々明らかになり、再審開始決定につながった。その一つは、ズボンの寸法札の「B」の記号が、実は色を表す記号であって、大きさの「B」ではなかったのである。裁判所の認定が間違っていたことを示すものだが、そもそも検察は、そのことを知っていたのである。こんな重要な証拠を隠しつつ、無実の人を「死刑だ!」と主張するのは、殺人行為である。その他にも、味噌タンクの事件当時の味噌量は、衣類を隠すこともできない80キロしかなかった報告書が存在するなど、驚愕の新事実が明らかになった。証拠開示の規準が緩和されたと言っても、開示する決定権は検察にあることには変わりがない。税金を使って捜査当局が集めた証拠は「公共の財産」であり、真実を追求するために、検察の手持ち証拠の全面開示は当然だ。

3. 再審制度の見直し

日本での再審は、ハードルが高く、なかなか認められることはない。再審が請求できるのは、明らかに新たな証拠を発見した時や、証拠がねつ造されたものであることを証明できた時である。袴田事件の第一次再審請求は、死刑判決が確定した翌年、1981年4月に行われたが、「五点の衣類」のDNA鑑定が不能と判断され、最終的に実に27年経った2008年3月に最高裁で棄却された。そして翌月4月に第二次再審請求を行い、6年経った3月

27日、地裁での再審開始決定がくだされたのである。実に33年間も再審請求審を行っていることになる。

確かに「一事不再理」の原則から、一旦刑事事件が確定した場合には、同じ事案で再度の裁判は行わないという考え方も大事である。しかし冤罪の可能性の高い事案でも、裁判所が一度くだした判決を覆すことは、心理的にも、制度的にも難しい日本の現状を考えれば、イギリスの刑事再審委員会のような、独立した調査権限のある組織も検討すべきだ。

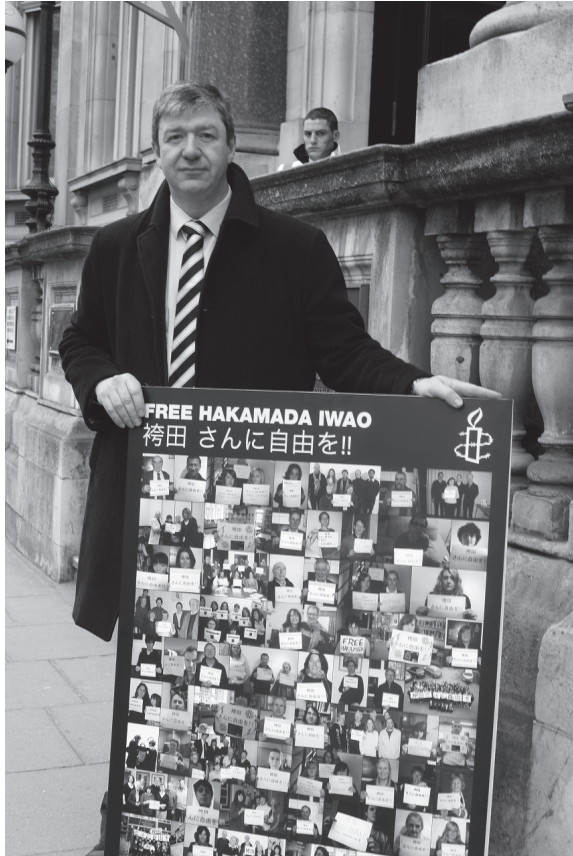
4. 検察の再審開始決定に対する上訴権の禁止

「一事不再理」の原則とも関係するが、欧米では、無罪判決の場合、原則として検察の上訴は認められていない。何故なら、一般的に圧倒的権力を持つ国家に対して、個人の利益を守るために、一度でも無罪判決がくだれば「疑わしきは被告人の利益に」という、刑事裁判の原則を遵守しているからである。

通常控訴審（第二審）、上告審（第三審）でも上訴権の是非が議論されるべきだが、審理を尽くした再審開始決定の後に、さらに検察による異議申し立てを認めることは、明らかに人権侵害である。少なくとも再審開始決定に対する検察の異議申し立てについては、法律で禁止すべきだ。



スペインのアムネスティのグループが袴田さんの再審と釈放を求める(2012年7月)



ロンドンの日本大使館に、再審と釈放の申し入れを行う、カーマイケル英国下院議員 (2009年3月)

5. マスコミの報道の在り方

これまでも様々な事件で起きたことだが、マスコミの事件に対する報道ぶりが問題である。袴田事件の場合は、逮捕される前から犯人扱いで実名を報道し、内容は捜査機関の発表の一方的垂れ流しである。メディアは、本来、国家権力を監視すべき役割があるが、むしろ捜査機関に使われて、世論作り、有罪への環境づくりに、一役も二役も買っているのである。捜査当局以外から取材を徹底的に行い、国民の知る権利との関係もあるが、報道内容の公平性を担保し、実名報道に関しては、あるルールの下で極めて自制すべきであろう。

おわりに

地裁の再審開始決定に対し、残念ながら検察が異議を申し立てたが、袴田さんは無罪であり、再審開始、無罪判決は、ほほゆるぎないであろう。ここまで冤罪の可能性が高く、国家機関の捜査手法に問題があったと指摘されながらも、検察が異議申し立てをするのは何故であろうか。私はそれが理解できないし、自らが正しいと思うのであれば、再審公判で主張すればいいのである。検察が寄って立つべき位置は、「検察の理念」にあるように、国民全体の奉仕者であり、公益の代表者として、公正誠実に職務を行い、真相解明に取り組むことではないのか。

今回の袴田事件で、冤罪を生む、刑事司法上の様々な課題が改めて明らかになった。代用監獄の廃止、取調べの全面可視化、証拠の全面開示等は、喫緊の課題であり、すぐにでも実行に移すべきである。そして人間が裁く以上、冤罪を100%防ぐことはできないし、完璧な死刑制度など存在するはずがない。そうであれば、今回の袴田事件の教訓を生かし、無実の人が有罪にならないための刑事司法改革を徹底的に行い、同時に取り返しのつかない刑罰である「死刑制度」は廃止すべきである。それが「袴田事件」から学んだことである。

*原稿内容は、必ずしもアムネスティ・インターナショナルの考えを反映したものではなく、個人の見解としてご理解ください。



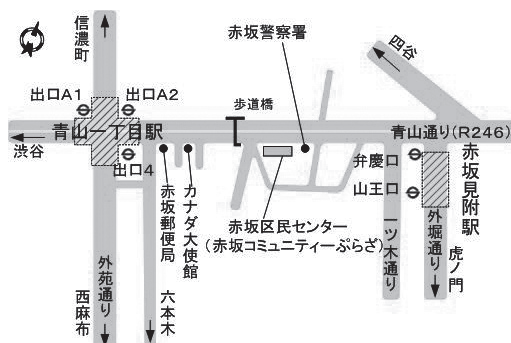
1966年8月18日夕刊全国紙

死刑日録	
3月27日 静岡地裁(村山浩昭裁判長)、袴田巖さんの再審開始決定。刑の執行停止、拘置の停止も認める	3月31日 福岡地裁(平塚浩司裁判長)は故久間三千年さんの再審請求を棄却。弁護側は4月3日、福岡高裁へ即時抗告
	3月31日 静岡地検は、袴田巖さんの再審を認めた静岡地裁の決定を不服として東京高裁に即時抗告
	4月19日 石田富蔵さん(92)がこの日午前、前立腺がんのため東京拘置所で死去。1989年6月13日に上告が棄却され死刑が確定していた

◎5月18日(日) 開場 12時30分 開会 13時

赤坂区民センター

107-0052 港区赤坂 4-18-13 赤坂コミュニティーぶらざ内
地下鉄 銀座線・丸の内線: 赤坂見附駅下車 A 出口徒歩 10分
／地下鉄 大江戸線・銀座線・半蔵門線: 青山一丁目駅下車 4
番出口徒歩 10分／港区コミュニティバスちいばす「赤坂地区
総合支所前」下車



いまこそ死刑執行停止を 袴田事件と飯塚事件

袴田巖さんのお姉さん = 袴田秀子さん

飯塚弁護団 = 徳田靖之弁護士

袴田弁護団 = 戸舘圭之弁護士

世田谷区長 = 保坂展人さん

入場無料

3月27日、静岡地裁は袴田巖さんの再審開始を決定、刑の執行停止、拘置の停止をも認め、袴田さんは48年ぶりに釈放された。しかし弁護団と家族、支援、そして彼自身の闘いがなければ、無実の彼は処刑されていたのだ。そして3月31日、福岡地裁は冤罪を訴えながら処刑された久間三千年さんの再審請求を認めなかった。DNA鑑定が有罪の根拠とされた足利事件はその鑑定の誤りが明らかとなり再審無罪となったが、同じ方式の鑑定が有罪の根拠となった久間さんの再審はなされない。それはなぜなのか。ここに誤った死刑執行を隠蔽しようとする国の姿勢が見える。袴田事件と飯塚事件は私たちにいますぐ死刑執行停止の実現を求めている。

◎5月24日(土) 開場 13時30分 開会 14時

文京区民センター 3A 会場費 500円

死刑廃止へ向かうアメリカ

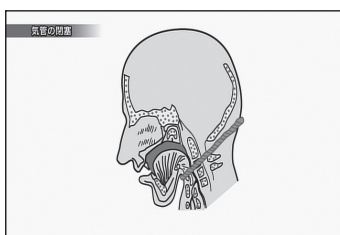
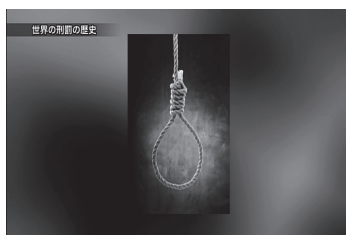
小川原優之弁護士 日本弁護士連合会死刑廃止検討委員会事務局長

堀和幸弁護士 京都から死刑制度廃止をめざす弁護士の会代表

昨年2月のテキサス視察はFORUM90でも報告会を行いました、その後日本弁護士連合会などでワシントン、カリフォルニアでアメリカの死刑をめぐる動向を視察しています。3月に視察したカリフォルニアについては小川原弁護士に、テキサスからカリフォルニアまですべてに参加している堀弁護士にはワシントン報告とアメリカの死刑をめぐる状況の全体像を話していただき、これからの私たちの活動の参考にしたいと思います。参加された方には、抽選でカリフォルニア土産があたる、かも！

ビデオ「絞首刑を考える」初公開

大阪弁護士会作成、法律監修・永田憲史、法医学監修・ヴァルテル・ラブル 2014年1月製作 24分59秒
絞首刑は残虐な刑罰ではないのか？ この国の死刑執行の実態を明解に提示する。



2013年の世界の死刑——少数の国が死刑に固執

社団法人アムネスティ・インターナショナル日本 死刑廃止ネットワークセンター東京 ボランティア 天野 理

3月27日、アムネスティは、2013年の世界の死刑の状況をまとめた報告書『2013年の死刑判決と死刑執行』を発表しました。これは、アムネスティが独自の調査によって、世界各国の死刑執行や死刑判決の状況を調査し、まとめたものです。以下、その主な内容を紹介します。

・2013年の死刑執行

2013年は、世界198カ国のうち22カ国で死刑執行があり、その死刑執行数は、少なくとも778人（なお、中国での死刑執行数はこの数字に含まれていません）でした。前年は少なくとも682人であり、前年比で14%の増加となっています。この778人のうち、3人が未成年者に対する死刑執行でした（サウジアラビアのケース）。

主な死刑執行国は、中国、イラン、イラク、サウジアラビア、米国、ソマリア、スーダンなどです（日本は、執行数で世界第9位）。死刑の執行方法としては、斬首、電気椅子、絞首、致死注射、銃殺が用いられています。

死刑を執行した国の数は、ここ10年あまり20カ国前後で推移しています。特に、過去5年間で見ると、毎年死刑を執行している国は9カ国だけ（中国、イラン、イラク、サウジアラビア、米国など）となっています。また、2013年は、中国を除く全世界の執行数の8割近くが、イラン、イラク、サウジアラビアに集中しており、ごく少数の国が死刑に固執している構図がさらに強まっています。

死刑に関する公的な情報が公開されている国はごく少数で、中国やベラルーシ、ベトナムなどでは死刑に関する情報は国家機密とされています。エジプトやエリトリア、朝鮮民主主義人民共和国、シリアなどの国々も、国の規制や政情不安により、死刑に関する情報を入手できません。

日本、インド、インドネシア、マレーシア、イランなどでは、執行が迫っても、死刑囚やその弁護士、家族にその日時は知らされません。また、ボツワナ、インド、ナイジェリアなどでは、執行された死刑囚の遺体は家族の元に返されず、埋葬された場所も明かされないままです。

そして世界には、2013年12月の時点で、少なくとも23,394人の死刑囚がいます。

・各地の状況～米国・中国・中東

米国では、2013年に、9つの州で39人の死刑執行がありました。その41%がテキサス州で行われたものです。米国では近年、死刑執行や死刑判決の数が減少傾向にあり、死刑を廃止する州も増加しています。2013年もメリーランド州で死刑が廃止されました（全米で18番目の死刑廃止州）。さらに、コロラド、インディアナ、モンタナなど6つの州で死刑廃止法案を州議会にかけ動きがありました。

中国では、依然として多数の人々に対する死刑執行が行われています。アムネスティの調査では、数千人の人々が処刑されたとみられます。2013年に刑事訴訟法が改正され、被疑者の取調べの録音・録画の導入など、死刑事件の被疑者・被告人に関する手続き上の保護が若干強化されることになりました。しかし、国際人権基準に沿った刑事司法制度には、依然として程遠い状況です。

この他、東アジアでは、日本や朝鮮民主主義人民共和国、台湾などで死刑執行が行われました。韓国は16年連続で死刑執行はなく、事実上の死刑廃止国となっています。

中東・北アフリカの諸国では、いくつかの国で多数の処刑が続き、特にイランとイラクで執行数が増えています。イランは公式に369人の死刑執行を認めていますが、実際にはさらに数百人多いとみられています。イラクでは、死刑執行数が少なくとも169人にのぼり、前年比で30%近く跳ね上がりました。

・死刑廃止に向かう世界の状況

少数の国々が死刑に固執する一方で、2013年も、死刑廃止に向けた動きが世界各国で見られました。サハラ以南のアフリカ諸国では死刑執行は少数の国に限られ、ベナンとコモロでは死刑を廃止する刑法案が検討中です。アフリカ連合54カ国中、死刑執行は5カ国のみ（ボツワナ、ナイジェリアなど）で、37カ国が法律上または事実上の死刑廃止国です。

南北アメリカ大陸では、米国だけが唯一の死刑執行国であり、カリブ海諸国では、1980年にアム

ネスティが統計を開始して以降はじめて、死刑囚がゼロになりました。

欧州で唯一の死刑存置国であるベラルーシでは死刑執行がなく、欧州から中央アジアにかけての地域では、2013年に死刑の執行はありませんでした。

また、ラトビア、ポリビア、ギニアビサウの3カ国が自由権規約第二選択議定書（死刑廃止条約）を批准し、アンゴラが同条約に署名しています。

こうした状況を踏まえアムネスティは、報告書と共に発表した声明の中で、世界の全体的な状況について次のように指摘しています。

「20年前には、37カ国がさかんに死刑を適用していた。2004年には25カ国に減り、2013年には

22カ国となった。毎年のように死刑を執行している国は、わずか9カ国である。長期的傾向として、死刑が過去のものになりつつあることは、明らかである。」

* 出典

- ・アムネスティ・インターナショナル日本『2013年の死刑判決と死刑執行 アムネスティ・インターナショナル報告書（抄訳）』（2013年3月27日）
- ・アムネスティ国際ニュース『2013年の世界の死刑：数カ国が執行総数を押し上げる』（2013年3月27日）

死刑に直面する人たちとの交流を考えている皆さんへ 面会・文通を希望されている方（未決囚）を紹介します

福島みずほ参議院議員に尽力いただき、死刑判決が確定した人々を対象にしたアンケートが、過去、行われてきました。そこで得られた情報や死刑囚の声は様々な形で社会に届けられてきました。

しかし、死刑判決確定後は、死刑囚と一般の人との外部交通（面会や文通等）が著しく制限されていて、寄せられた要望や問題の提起に対応することもごく限られています。

そこで、この3月、福島議員から、死刑判決が確定していない人たち20数名（1、2審で死刑判決を受け上訴中の方、2審で無期に減刑となりながら、なお検察により死刑を求め上告されている人を含む）にも、はじめてアンケートを取っていただきました。

その際、未決の時期から交流の幅を広げてもらう機会を提供するために、「被收容者の皆さんとの

面会や文通などのボランティア活動を志す方々との交流について希望しますか」と聞いてみたところ、「希望します」と答えてくれた人が何人もいました。

「フォーラム90」賛同人、読者の皆さんの中で、こうした交流の活動に参加を希望される方はいませんか。未決囚の方をご紹介しますと思います。

相手の方々は、まさに命のかかった裁判中なわけですから、事件についての立ち入った質問や、交流の内容をマスコミやブログなどに流すようなことは控えるなど、良識の範囲内で責任を負っていただかねばなりません。死刑に直面する当事者との交流は、死刑の問題を、むしろ自らに問う契機としても意義あるものとなることでしょう。

ご連絡をお待ちします。

フォーラム90 気付 交流プロジェクト（永井）

再審と恩赦 One Point Advice 注意！【即時抗告や特別抗告の期間の数え方】

再審請求の棄却決定は本人に送達されます。【弁護人がいる場合は本人と弁護人双方に送られます。】

地裁の棄却ないし却下の決定に対しては、**即時抗告**ができます。即時抗告の期間は、決定が届いた日の翌日を1日と数えて3日間です。刑事訴訟法第55条3項により、期間の末日が土・日曜祭日（& 12月29日～1月3日）の場合は計算に入れられません。例えば、水曜日に届いた場合も、木曜日に届いた場合も、期間の末日が土・日曜日に当たるので飛ばして、共に月曜日が最終日になります。その月曜日が祭日なら火曜日になります。

以前に作成された「再審と恩赦」のガイドでは、「期間の末日が」ということが明記されていなかったため、土・日等は全て参入されないかのように誤解された方がいらっしゃいます。お詫びの上、改めて注意を呼びかける次第です。

死刑廃止運動の大先輩・後義輝さんを悼む

死刑廃止国際条約の批准を求める四国フォーラム・高塚哲彦

2014年2月3日、個の尊厳に対する無条件の尊重と、残虐と殺戮の廃絶を訴え続けた渾身の死刑廃止運動家後義輝（うしろよしてる）さんが、一人暮らしの自宅アパートで急逝されました。警察鑑定医によると、死因は、虚血性心疾患。突然すーっと意識が遠のいて、そのまま死に至ったのだらうと思われれます。

1月24日に喜寿を迎え、その決意を「七十七歳の宣言」として綴り、26日―29日は沖縄を訪れユダヤ人収容所に収容されていた体験をもつオーストラリア在住女性の証言聴取や元県知事との対談を果たし、死亡前日の2月2日には、紹介者を得て日経新聞に投稿する予定の文章を綴っておられます。

念願の第2著『死刑論真髓』出版に向けての動きが急展開し始め、期待感と使命感に身を引き締めておられるのが、日々伝わってきていた中での突然の死でした。

ご自身の少年時代の電気ショック療法体験から、残虐の本質を察知し、死刑執行が残虐以外の何物でもないと確信した後さんは、高校時代にはすでに「幸福なる人々へ」と題した一文を学校文集に寄せ、死刑廃止を訴えています。まだ世界が死刑廃止に大きく動いていく前の1950年代のことです。

大学の卒業論文でも死刑廃止を訴えました。10年に一度の論文と評価され、のちに『死刑論の研究』（三一書房）として出版されることになりました。

死刑廃止の為の集会のほとんどに足を運び必ず発言機会を求めておられました。ご自身で作成したピラをいつも持ち歩きポスティングし、路端の自転車のかごに投入されていました。



2010年11月21日、法務大臣地元の福山駅前
でピラを配布する後さん（撮影・編集部）

死刑廃止へのゆるぎない信念の人である後さんは、しかし、苦悩し続けた人でもあります。

残虐の定義もないまま現行の死刑執行を残虐とはいえないとした滑稽な最高裁判例をどうすることもできない法曹界に、また体験者の証言を重視しろとの主張に真摯に耳を傾けない私たちに、後さんは絶望し、苦悩していました。

絶望と苦悩を生きながらも、個の尊厳に対する無条件の尊重を放棄することは決してありませんでした。幼子にも必ず敬語を使う方でした。嫌悪の感情をむき出して攻撃してくる人たちにも敬意を払うことは怠りませんでした。それでも拒絶に遭うことがあると身も

だえして苦しんでおられました。

「小心無口」とご自分を評されていた後さんは、小学生の頃、無口ゆえに「ムツリ」とあだ名されいじめられたと伺いました。素面で人とコミュニケーションを取ることが困難で、少年時代の記憶がそうさせるのか、集会や会議、人との約束の前には、必ずアルコールを含みました。アルコールを含むと見事な笑顔を見せて下さいましたし、人に話しかけることもできました。しかし、飲みすぎてヒンシュクを買うことも少なくなく、それゆえに苦しんでおられました。

そんな後さんをいやしたのは、路傍の猫たちと幼い子供たちの存在でした。事件や事故で命を失った幼子たちには心を痛め、10年ほど前から時間を見つけては全国の事件事故現場を訪ね歩く巡礼の旅を重ねて来られました。

信念とたゆまぬ行動と孤独と苦悩を生きた後さん、口癖の130歳までは無理でしたが、今も違う時空から死刑廃止への強いエネルギーを送って下さっている、そんな気がしています。

◎予告

死刑廃止全国合宿 2014

2014年8月30日（土）～31日（日）

場所・京都府亀岡市 大本にて（詳細については次号にて発表します）

◇死刑廃止チャンネルは <http://www.forum90.net/>

そして旅程のほとんどを朴さんが同行しガイド・通訳の労をかけてくださいました。「私を先生と呼ばないでください」と平場で付き合うことを求められ、私たちはのびのびと自由に韓国の空気を吸ってきたのであります。

旅の間、北海道のお坊さんたちと死刑について、加害と被害について、罪人について、社会とのかか

わりについて、語り合いました。「我々僧侶は観念的になってはいけない。罪人や罪人との関わりを通して、真宗の教えを広めていきたいと思う。死刑はこれからも自分の問題として日常考えていきたい」とのお言葉をいただきました。これから彼らと一緒に死刑に向き合っていこうと思います。

(フォーラム 90 友野重雄)

死刑廃止のための大道寺幸子基金から 死刑判決を受けたみなさんへ

死刑廃止のための大道寺幸子基金運営会

2004年5月12日に死刑廃止を訴え続けた大道寺幸子さんが亡くなり、その遺産を元に「死刑廃止のための大道寺幸子基金」が発足しました。基金は2005年から10年間、確定死刑囚の再審請求への補助金、死刑囚の表現展の開催と優秀作品の表彰のために使われます。

そして第1回8名、第2回6名、第3回5名、第4回6名、第5回6名、第6回6名、第7回2名、第8回5名の方に再審支援金をお渡ししました(一部代理人決定まで保留になっている方があります)。そして昨年第9回には5名の方にお渡ししました。

また死刑囚の表現展には第1回は文芸作品9人、絵画・イラストが9人の方から、第2回は文芸作品7人、絵画作品が8人の方から、第3回は文芸作品6人、絵画作品が10人の方から、第4回は文芸作品8人、絵画作品が9人の方から、第5回は文芸作品10人、絵画作品11人の方から、第6回は文芸作品11人、絵画作品16人の方から、第7回は文芸作品12名、絵画作品14人の方から、第8回は文芸作品14人、絵画作品15人の方から、第9回には文芸作品12人、絵画作品13人から応募があり、それぞれ優秀作品を顕彰し、絵画作品は集會会場にて展示しました。

私たちは、今年もまた6名の確定死刑囚の方への再審支援金をお渡しします。また昨年に続いて死刑囚の表現展を実施し、死刑廃止国際デー企画の10月11日の集會で、寄せられた小説、自伝、エッセイ、評論、詩歌、脚本、絵画、まんが、その他、あらゆる分野の未発表でオリジナルな表現作品を展示し、優秀作品の顕彰と選考委員による選考経過の発表、シンポジウムなどを行う予定です。

2014年度もぜひ補助金の要請、作品の応募をしていただけますようお願い申し上げます。2015年以降については10月11日に四谷区民ホールで開催される集會にて発表します。

1、再審請求への補助金

募集要項

- (1) 補助金は、下記住所まで、本人または関係者の方がお申し込み下さい。
- (2) 申し込みは7月末とします。

- (3) なお補助金は弁護人もしくは弁護人になろうとする人(恩赦代理人を含む)にお渡しします。
- (4) 補助金は、確定死刑囚1人に対して1回限りとさせていただきます。
- (5) 優先順位は、緊急性・必要性を考慮し当方で考えさせていただきます。
- (6) 告知は速やかに申請者に行います。

2、死刑囚(未決を含む)表現展 と優秀作品の表彰

募集要項

- (1) 死刑囚(確定囚、未決囚を問わない)による作品を公募します。
- (2) 公募する作品は、小説、自伝、エッセイ、評論、詩歌、脚本、絵画、まんが、その他、あらゆる分野の未発表でオリジナルな表現作品です。
長篇作品は、1回1作品だけの応募に限ります。
他人を誹謗・中傷することに主眼を置いた作品は、運営会及び選考会の判断によっては、これを受け付けない場合もあり得ます。
- (3) 締め切りは7月末とし、基金が依頼した選考委員によって優秀作品を選定し、優秀作品に賞金5万円を贈呈します。
- (4) 応募作品は10月11日の集會で展示を予定しています。作品の著作権は制作者が、所有権は基金が持ち、これらの作品を死刑廃止運動に役立てるために使います。
- (5) 選考委員:池田浩士・加賀乙彦・香山リカ・川村湊・北川フラム・坂上香・太田昌国

なお第10回締め切りは2014年7月末日です。これまでの応募者、受賞者の応募も歓迎します。

送り先 107-0052 東京都港区赤坂 2-14-13

港合同法律事務所 大道寺幸子基金運営会

封筒表に「表現展応募作品」もしくは「再審請求補助金」と明記してください。

死刑弁護人 & 約束 上映日程

『死刑弁護人』『約束』自主上映会募集中

問合せ先: 合同会社 東風 TEL:03-5919-1542

◆「約束」自主上映

◎5月10日(土) 10:00

会場: 大阪弁護士会館

主催: 大阪弁護士会 TEL:06-6364-1371

◎5月14日(水) 14:00

会場: クラッセ川越 (埼玉県川越市)

主催: 日本国民救援会 川越支部 TEL:049-225-2254

◎5月18日(日) 10:30,13:15,15:45,18:15

会場: 札幌手稲区民センター

主催: 日本国民救援会 北海道支部 TEL:080-4041-6961

◎5月22日(木) 13:30,18:30

会場: 矯風会館 ホール (東京都新宿区)

主催: 日本キリスト教婦人矯風会 TEL:03-3361-0934

◎5月24日(日) 10:00,14:00

会場: 恵庭市民会館 (北海道恵庭市)

主催: 日本国民救援会 北海道支部 TEL:090-7641-3940

◎6月1日～8日 連日 10:30,13:15,15:45,18:30

会場: 札幌プラザ2・5

主催: 日本国民救援会 北海道支部 TEL:011-747-7907

◎6月18日(水) 11:00,18:00

会場: イオンシネマ日の出 (東京都西多摩郡)

主催: 「約束」上映実行委員会 in 西多摩 TEL:042-550-2647

◎6月29日(日) 13:30,16:00,19:00

会場: 砺波市曳山会館 (富山県)

主催: 日本国民救援会 砺波支部 Mail:kiko-ho@pl.tst.ne.jp

インフォメーション

究極の人権侵害—「えん罪」を考える

5月10日(土) 9:30 開場 大阪弁護士会館 2F

10:00～12:00 映画「約束」上映会

12:00～12:25 ミニ講演 (名張毒ぶどう酒事件弁護団)

13:50～16:30 (予定) 取調べの可視化シンポ

「袴田、名張、布川、東住吉 えん罪再審事件の系譜
～いまこそ、改めて取調べの可視化を考える (仮題)」

先着 200名 参加費無料

ゲスト 江川紹子さん、桜井昌司さん他

主催: 大阪弁護士会

東アジア反日武装戦線と私たちの来た道、行く道

5年連続集会 虹の彼方へ 第2回〈さそり〉の毒は希釈されたか 「寄せ場」という空間、「監獄」という時間

5月17日(土曜日) 午後2時開演～

日本キリスト教会館 4F

参加費・1000円

はじめに・[没後10年] 荒井幹夫さん、大道寺幸子さん

【編集後記】

◇3月27日の袴田事件再審開始決定は久々のいいニュースだった。どの裁判でも、希望的な期待は常に裁判所によって裏切られ続けたから、今回の決定はひとしお嬉しい決定だった。しかし31日には、飯塚事件の再審は開始しないという決定がでる。司法は誤った死刑執行を認めたくないのだ。フォーラムでは急速、この死刑再審をめぐる二つの決定をめぐって集会を持つことにした。また死刑執行の激減しているアメリカの状況の報告集会も行うので、5月18日、24日と立て続けての集会になるがぜひ参加して欲しいと思う。

◇4月19日、石田富蔵さんが東京拘置所で亡くなった。92歳という最高齢の死刑確定者だった。フォーラムの2度のアンケート調査では右半身不随、箸が使えずスプーンで食事を

の思いをつないで

〈さそり〉の毒は希釈されたか

「寄せ場」という空間、「監獄」という時間

中山幸雄 [底辺委員会→植木屋] / 実方藤原 [底辺委員会→料理人] / 宇賀神寿一 [底辺委員会→さそり→?] / 向井健 [山谷労働者福祉会館活動委員会] / なすび [被ばく労働を考えるネットワーク]

提起・〈無期懲役〉の過去・現在・未来 [統一獄中者組合] 報告・[大道寺将司・益永利明・黒川芳正・浴田由紀子] 処遇・健康・再審をめぐる状況

虹会・夕刻より同会場にて・別料金で予定

主催・東アジア反日武装戦線への死刑・重刑攻撃とたたかう支援連絡会議

連絡先・電話:03-3812-4645 (風塵社) sienren@gmail.com

いまこそ死刑執行停止を 袴田事件と飯塚事件

5月18日(日) 開会 13時

赤坂区民センター

主催・フォーラム90 (詳細6ページ)

死刑廃止へ向かうアメリカ

5月24日(土) 開会 14時

文京区民センター 3A

主催・フォーラム90 (詳細6ページ)

第5回学習会「死刑廃止を求める、国際社会からの勧告」

5月24日(土) 18:30-20:30

高円寺地域区民センター (セシオン杉並) 第6・第7会議室 (丸ノ内線高円寺駅より徒歩5分)

講師 天野 理さん

参加費 500円

主催 「国連・人権勧告の実現を！」実行委員会

問合せ 090-9804-4196 (長谷川)

「死刑を考える」2014 その2

映画「新・厚い壁」上映

6月22日(日) 18時～

カフェ・テアトロ アビエルト (広島市安佐南区八木 9-10-40) 可部線八木駅南側

料金・1500円

問合せ・082-873-6068、090-4896-0967 (中山)

予告=「死刑を考える」2014 その3 9月 永山事件

第11回 永山子ども基金チャリティトーク&コンサート
「ペルーの働く子どもたちへ——Nから子どもたちへ」

7月26日(土)

日本基督教団・西片町教会

主催 永山子ども基金

冤罪事件と死刑——映画『約束』+トーク (仮題)

7月5日(土) 14:00～17:45

会場 明治大学リパティタワー 6階 1063

映画「約束」上映

講演と対談 森達也さん、浜田進士さん

主催 アムネスティインターナショナル日本

していること、「両手に念珠を掛け朝夕の礼拝は勿論の事、お盆の春秋の彼岸、命日等には欠かさず仏説無量寿経を唱え御冥福を衷心より祈念しております」と書いておられた。2件の事件での死刑判決だが、1件は取り調べの対象ではない傷害致死事件を自ら進んで告白したもの、もう1件は冤罪であると主張していた。彼の主張は1987年刊行の『死刑囚からあなたへ』、90年刊の『死刑囚からあなたへ2』に書かれている。御冥福を祈りたい。

◇フォーラム90が親しくしていただいている神田香織さんの新著『3・11後を生き抜く力声を持って』(インパクト出版会)が刊行された。和歌山カレー事件の「シルエット・ロマンスを聞きながら」、狭山事件の「石川一雄、学問のすすめ」などの新作講演も掲載されていて読んで欲しい本だ。(F)